宇部工業高等専門学校教務規則

制定　昭和63年８月９日
改正　平成３年５月７日
平成４年４月７日
平成５年１月12日
平成７年２月９日
平成11年３月５日
平成15年４月１日
平成16年３月22日
平成17年３月８日
平成18年２月14日
平成19年１月16日
平成20年１月15日
平成23年３月７日
平成26年７月８日
平成27年３月11日
平成29年３月７日
平成30年３月13日
令和２年１月14日
令和２年３月10日
令和２年６月９日
令和２年12月８日
令和３年３月10日
令和３年８月10日

（趣旨）

第１条　本校の教務に関しては、学則その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（授業）

第２条　授業終始の時刻は、別に定める。

２　単位を修得しようとする授業科目は、履修しなければならない。

３　履修を希望する選択科目については、別に定める履修願を所定の期日までに提出しなければならない。

（出欠）

第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 欠席　出席すべき日に出校しない場合をいう。

(2) 欠課　各授業時間を完全に欠いた場合をいう。

(3) 遅刻　各授業時間に遅れた場合をいう。
(4) 早退　各授業時間の中途で退出した場合をいう。
(5) 忌引　学生準則第 16 条に定める事由に該当した場合をいう。
２　欠課、遅刻及び早退の取り扱いは、遅刻及び早退の回数の和２回を欠課１時間に、欠課７時間を欠席１日に換算し処理するものとする。
３　懲戒処分による停学期間は欠席とみなす。

（欠席等の取扱）

第４条　出席簿は、各学年のクラス毎に備え、出席及び欠席等の状況を記入する。
２　出席簿の様式は、別に定める。

（公認欠席）

第５条　次に掲げる欠席（以下「公認欠席」という。）は出席日数に含める。
(1) 学校感染症発生等のための出席停止
(2) 父母及び近親の喪に服するための忌引
(3) 風水害・地震又は火災等の不測の災害による欠席
(4) 通常の経路及び方法により通学するための交通機関又は交通路の事故等による欠席
(5) 対外試合等の学校外で行われる活動への参加のための欠席
(6) 就職試験、大学編入学試験等のため学科長が認めた欠席
(7) 学校管理下における負傷等による欠席
(8) 教務委員会が認めた欠席
２　公認欠席願の他必要な証明書を提出しなければならない。

（校外実習、地域教育、海外研修及び語学研修）

第６条　学生は、学術応用の実践を目的とした校外実習、地域教育、海外研修及び語学研修を行うことができる。
２　校外実習、地域教育、海外研修及び語学研修に関し、必要な事項は別に定める。

（試験）

第７条　試験は、定期試験、追試験、再試験及び単位認定試験とする。

（定期試験）

第８条　定期試験は、原則として、各授業科目の授業が終了する学期末に実施する。
２　定期試験の時間割振表は、定期試験開始日の 10 日前に、所定の掲示場所に発表するものとする。

第９条　定期試験中不正行為をした者は、当該期間に実施する他の授業科目の試験は、受験できない。

（追試験）

第 10 条　公認欠席又は疾病により定期試験を受けなかった者は、追試験を受けることができる。
２　追試験を受けようとする者は、別に定める追試験願を速やかに提出し、許可を受けなければならない。
３　追試験を行う場合は、定期試験終了後７日以内に行うものとする。

（再試験）

第 11 条　成績不良者には、再試験を課すことができる。ただし、定期試験中に不正行為を

した者は、当該試験期間の全試験科目について再試験の対象外とする。

（単位認定試験）

第 12 条　進級認定会議の結果、未修得科目を有しながら進級した者は、欠課時数が年間授業時数の３分の１を超えない授業科目について、単位認定試験を受けることができる。

２　必修科目の単位認定試験は、その単位が修得できるまで毎年度受けるものとする。

３　必修科目以外の単位認定試験を受けようとする者は、別に定める単位認定試験願を指定する期日までに提出しなければならない。

（成績評価）

第 13 条　各授業科目担当教員は、試験終了後指定の日までに成績を提出するものとする。

２　成績は、その期間中の試験成績及び必要に応じて実施する小テスト、レポート等による平常成績を総合したものにより評価する。

（成績評点及び評語）

第 14 条　成績は、100 点法によるものとし、評語で表す場合は、次の基準による。

優　　80 点以上

良　　70 点以上　80 点未満

可　　60 点以上　70 点未満

不可　60 点未満

２　その学年における最終成績が 60 点未満、又は各授業科目において、欠課時数が年間授業時数の３分の１を超える授業科目は、不合格とし未修得とする。

（評価の制限）

第 15 条　公認欠席に該当する理由又は疾病により定期試験及び追試験を受けなかった者の評価は、他の学期の成績及び当該科目の平常成績を考慮して試験成績とすることができる。ただし、その評価は 80 点を超えないものとする。

２　公認欠席又は疾病以外の理由で定期試験を受けなかった者、答案を提出しなかった者の当該科目の定期試験成績は０点とする。

３　試験中に不正行為をした者の試験成績は、当該試験期間の全試験科目について０点とする。

４　再試験の結果、合格した科目の成績の評価は、60 点とする。

５　単位認定試験の結果、合格した科目の成績の評価は 60 点とし、当該科目を履修した学年の単位として修得累計単位数に加算する。

（他の高等教育機関等において修得した単位の認定）

第 16 条　学則第 14 条の３、第 14 条の４の規定により他の高等教育機関等において修得した単位は、外部授業科目として単位を認定、又は本校開設授業科目に読替えて単位を認定することができるものとする。

２　前項により修得した単位の認定は、その都度教務委員会が定める。

３　第１項により外部授業科目として認定することができる単位は、８単位を超えないものとする。

（成績の通知）

第 17 条　成績は、成績通知書により、学生又は保護者に通知する。

（成績への異議申し立て）

第 18 条　学生は、通知された成績に疑義がある場合、異議を申し立てることができる。

（卒業・進級認定）

第 19 条　校長は、学年末において、原則として第２項各号のすべての基準に該当する者について、卒業・進級認定会議に諮り当該学年の課程の修了を認定する。

２　認定基準

(1) 出席日数が出席すべき日数の５分の４（長期病欠者は３分の２）以上であること。

(2) 第３学年以下については、特別活動の履修状況が良好な者。

(3) 未修得の必修科目全てについて、欠課時数が年間授業時数の３分の１を超えないこと。

(4) 第５学年については、学則第 14 条第１項に規定する別表第１及び別表第２において定められた単位数以上を修得していること。

(5) 修得累計単位が次の基準を満たしていること。

①　第１学年については、25 単位以上であること。

②　第２学年については、57 単位以上であること。

③　第３学年については、92 単位以上であること。

④　第４学年については、130 単位以上であること。

⑤　第５学年については、167 単位以上であること。（そのうち、一般科目については 75 単位以上、専門科目については 82 単位以上とする。）

３　校長は、第４学年までについては、その学年課程の修了者を進級させる。

４　校長は、第５学年については、全学年課程の修了者を卒業させる。

（原級留置）

第 20 条　当該学年における課程の修了の認定を受けることができなかった者は、原学年に留める。（以下「原級留置」という。）

第 21 条　原級留置の決定を受けた者は、その年度において履修した科目の全科目を履修しなかったものとし、当該学年における所定の科目をすべて再履修するものとする。ただし、４学年以上の科目においては成績が 80 点以上の科目に限り、当該学年で履修し修得したものとし、再履修を免除する。

２　第４学年に原級留置を受けた者が、前項の規定により再履修を免除された場合は、第５学年の授業科目を履修することができる。その科目の履修については、第５学年生と同等に取り扱うものとし、修得した単位は、第５学年修了時に履修したものとする。この場合、当該科目担当教員に申請し承認を得なければならない。

３　原級留置に決定された者が、その年度末に退学する場合の特例については、別に定める。

（編入学生）

第 22 条　編入学生の入学年以前の学年の単位の取り扱いについては、必修科目の単位は全て修得したものとみなす。なお、選択科目の単位については、別に定める。

第 23 条　この規則によりがたい場合は、その都度教務委員会が定める。

附　則

この規則は、昭和 63 年８月９日から施行する。ただし、第 10 条及び第 14 条第２項並びに第 21 条第２項の規定については、昭和 61 年４月１日以降の入学生から適用するものと

し、昭和 60 年以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則

この規則は，平成３年５月７日から施行し，平成２年４月１日から適用する。

附　則

この規則は，平成４年４月７日から施行し，平成４年４月１日から適用する。ただし，第10条及び第14条第２項並びに第18条第３項の規定については，平成４年３月31日に在学する者に適用する。

附　則

この規則は，平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成15年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成16年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際，改正後の規則第12及び第13条については，平成16年度入学生から適用する。

附　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 26 年７月８日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに第 5 号の規定については、平成 27 年 4 月 1 日以降の入学生から適用するものとし、平成 26 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（平成 29 年３月７日一部改正）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに第 5 号の規定については、平成 27 年 4 月 1 日以降の入学生から適用するものとし、平成 26 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（平成 30 年３月 13 日一部改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項第 5 号の規定については、平成 30 年 4 月 1 日以降の入学生から適用するものとし、平成 29 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（令和２年１月14日一部改正）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第19条第２項第５号の規定については、平成30年４月１日以降の入学生から適用するものとし、平成29年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（令和２年３月10日一部改正）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第 19 条第２項第５号の規定については、平成 30 年４月１日以降の入学生から適用するものとし、平成 29 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（令和２年６月９日一部改正）

この規則は、令和２年６月９日から施行し，令和２年４月１日から適用する。ただし、第 19 条第２項第５号の規定については、平成 30 年４月１日以降の入学生から適用するものとし、平成 29 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（令和２年12月８日一部改正）

この規則は、令和２年 12 月８日から施行する。ただし、第 21 条第２項第５号の規定については、平成 30 年４月１日以降の入学生から適用するものとし、平成 29 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（令和３年３月10日一部改正）

この規則は、令和３年３月 10 日から施行する。ただし、第 19 条第２項第５号の規定については、平成 30 年４月１日以降の入学生から適用するものとし、平成 29 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。

附　則（令和３年８月10日一部改正）

この規則は、令和３年８月 10 日に施行し、令和３年４月１日から適用する。ただし、第 19 条第２項第５号の規定については、平成 30 年４月１日以降の入学生から適用するものとし、平成 29 年度以前の入学生にあっては従前の例によるものとする。